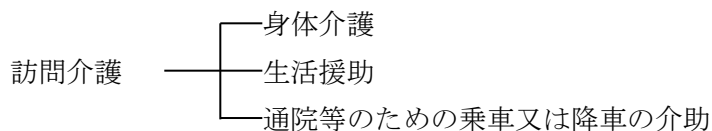


「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」
及び「身体介護が中心である場合」の適用関係について

1 「通院等のための乗車又は降車の介助」の設定

「通院等のための乗車又は降車の介助」は、「身体介護」、「生活援助」と並ぶ訪問介護の報酬算定区分の一つであり、平成15年度介護報酬の見直しに当たって新たに位置付けられた。

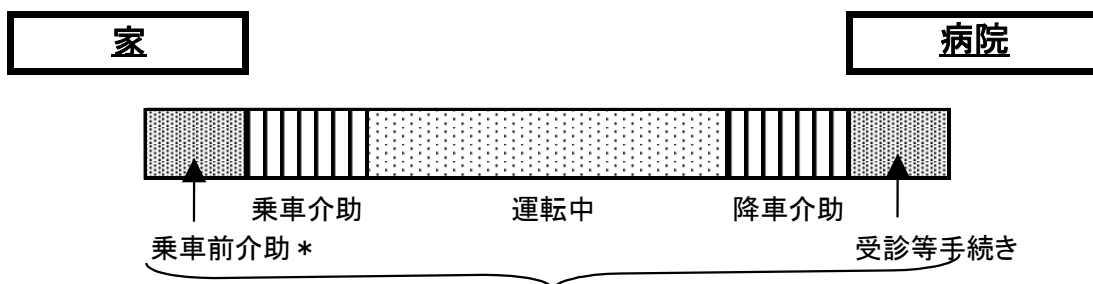


※「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定するに当たっては、ケアプランに通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由、利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨などを記載する必要がある。

(1) サービスの内容及び算定方法

「通院等のための乗車又は降車の介助」を実施する事業所として県に届け出た事業所の訪問介護員が、自ら運転する車への乗り降りの介助を行うサービスである。

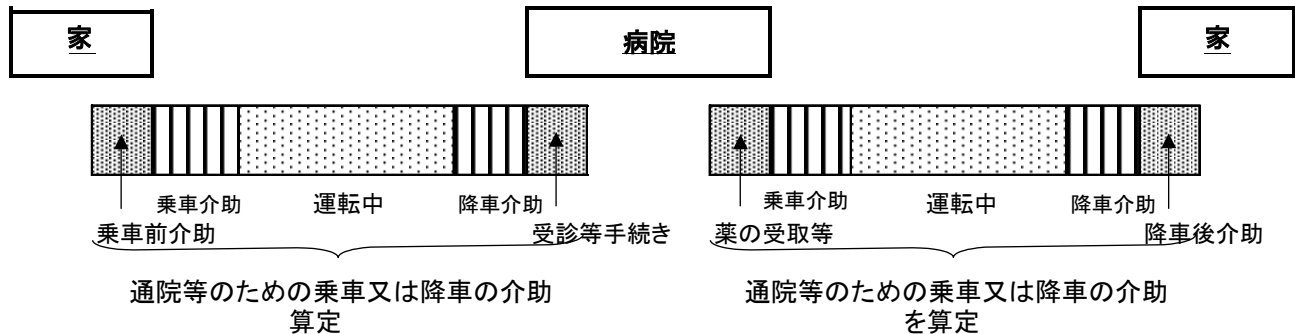
この場合、必ず、利用者の居宅内外で移動や移乗等の介助を行うか、又は外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行うこととなっている。



- 1回につき通院等乗降介助の単位数を算定する。

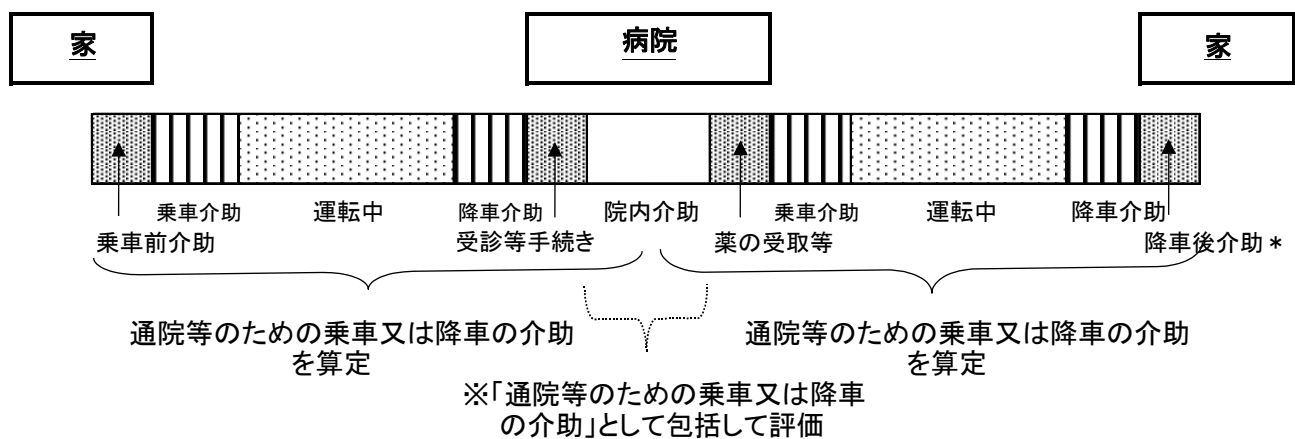
(2) 要介護度等類型別に見た報酬の算定方法

① 要介護 1～5 … 基本形



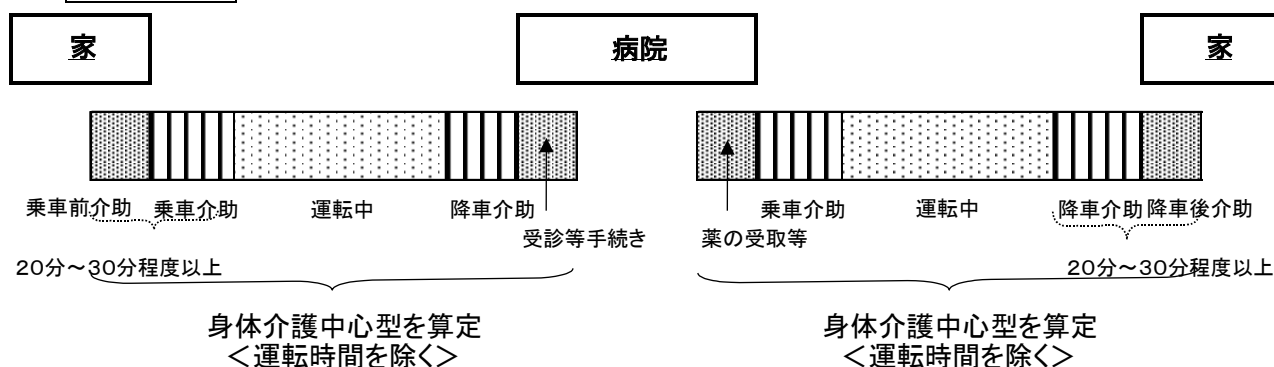
- 片道に付き 1 回の所定単位数を算定
- ※ サービスを提供した時間数は考慮しない。
- タクシー利用による運賃の負担については、利用者の負担

①' 要介護 1～5 … 院内介助がなされた場合



- 病院等で受診の手続き後、引き続き院内介助が行われた場合でも、別に「身体介護中心型」として算定することはできない。
- ※ 院内介助の部分は「通院等のための乗車又は降車の介助」として包括的に評価
- ①と同様、「通院等乗降介助」× 2 で請求

② 要介護4、5 … 相当の所要時間かつ手間がかかる場合



- 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20 分～30 分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合は、「身体介護中心型」を算定（運転時間を除く）することが可能
- 乗車前介助から降車後介助までを一連のサービス行為としてみなし、それぞれの「身体介護中心型」の所要時間を合計して、1 回の「身体介護中心型」として算定
この場合、「診察時間」や「運転時間」は除く。

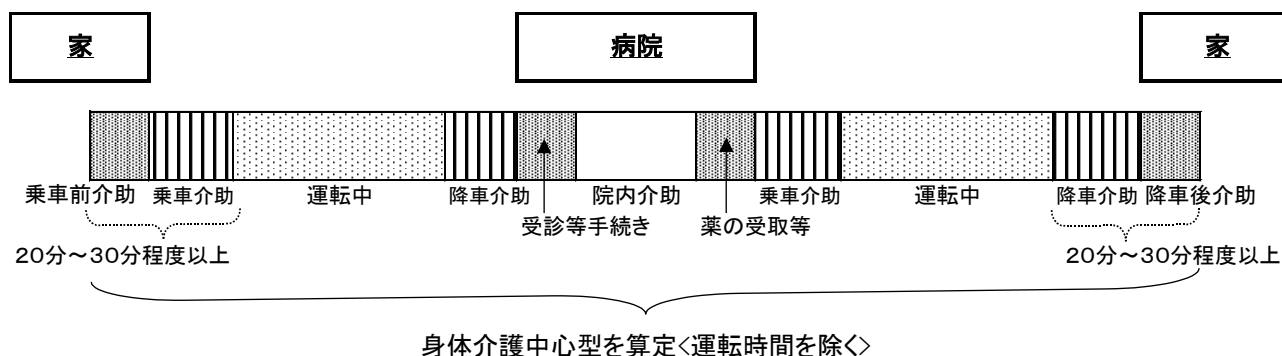
<本市の考え方>

要介護4・5の利用者については、その身体状況により軽度の要介護者と比べて、乗車前の介助である更衣介助等及び乗降介助に相当の時間を要すると考えられる。

したがって、要介護4・5の利用者が通院・外出介助を行うには、概ね20分～30分程度以上を要することが想定されるため「身体介護中心型」の算定になる例が多いと考える。

しかしながら、極端に「乗車前介助」及び「乗車介助」の時間が短時間しかない場合は、あくまでも「通院等のための乗車又は降車の介助」で算定するものであり、アセスメントに基づいたケアプラン及び訪問介護計画に沿って決定される。

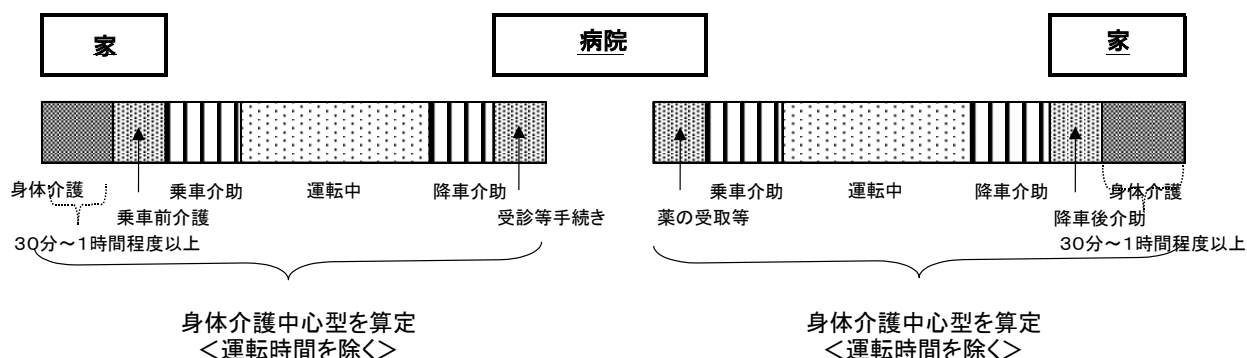
②' 要介護4、5 … 相当の所要時間かつ手間がかかる場合で、院内の介助が必要である場合



○ 病院内での受診等の手続き後、場合により院内の移動等の介助があった…1回の「身体介護中心型」で算定

※ 乗車前介助から降車後介助までを一連のサービス行為としてみなし、それぞれの「身体介護中心型」の所要時間を合計して、1回の「身体介護中心型」として算定
この場合原則として「待ち時間」、「診察時間」や「運転時間」は除く。

③ **要介護1～5** … 居宅における外出に直接関連しない身体介護（例、入浴介助・食事介助など）に30分～1時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合



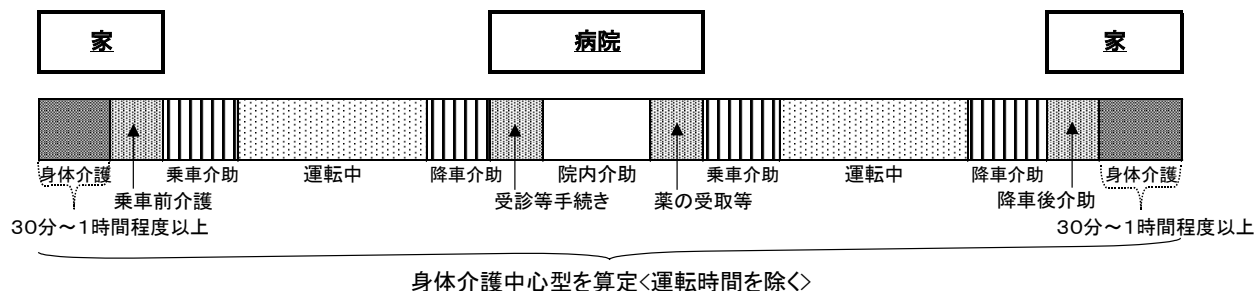
○ 往復「身体介護中心型」2回算定可

＜本市の考え方＞

食事介助などは日頃から必要はらずであるため、要介護1～3の利用者が、外出・通院介助を必要とする日に限り、居宅における外出に直接関連しない身体介護がケアプランに位置付けされていることは考えにくい。

降車後の身体介護についても同様であり、現実的には想定できないサービス提供形態である。

③' **要介護1～5** … 居宅における外出に直接関連しない身体介護（例、入浴介助・食事介助など）に30分～1時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合で院内の介助が必要な部分



○ 受診等手続き後、場合により院内の移動等の介助があった場合…一連のサービス行為としてみなすことになるため、それぞれの「身体介護中心型」の所要時間を合計して、1回の「身体介護中心型」として算定

※ 原則として「待ち時間」、「診察時間」や「運転時間」は除く。

※ 居宅における外出に直接関連しない身体介護を行う事業者とその後の通院等介助を行う事業者は、同一事業者であること。

④ **要支援** … 要支援者に対する通院等のための乗車又は降車の介助

＜「介護報酬に係るQ & A」（平成 15 年 5 月 30 日）＞

Q： 要支援者に対する「通院等のための乗車又は降車の介助」の考え方は。

A： 「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できる利用者は要介護者に限られる。

※ただし、要支援者に付き添い、バス等の公共交通機関を利用して移送中の気分の確認も含めた通院・外出介助を行うことはできる。

なお、要支援者に対して、通院・外出介助が必要と判断される場合は、要介護度が適切でないケースも考えられるため、ケアカンファレンス等実施の上、要介護認定区分変更申請を行うことなどを考えること。

（3）「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う訪問介護事業者

「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う訪問介護事業者においては、県の指定を受けることが必要となった。指定に当たっては、県は地方運輸局において旅客自動車運送事業の事業許可をうけている事業者としている。なお、通院等乗降介助に限定したサービスを行うことはできない。

（4）「通院等のための乗車又は降車の介助」などに伴う院内介助の考え方

要介護者の通院先での「院内の移動等の介助」（以下「院内介助」という）の取扱いについて、「通院等のための乗車又は降車の介助」を中心としてケアプランに位置付ける場合、又は「身体介護」を中心としてケアプランに位置付ける場合の考え方を次のように定める。

① 院内介助の考え方

院内介助は、原則、病院のスタッフが行うべきであるが、病院のスタッフが対応することができない場合で、ケアマネジャーがケアプランに必要性を位置付けて実施する場合については、例外的に算定可能である。この取り扱いにあたっては、ケアマネジャーが単独で判断するのではなく、主治医等の意見を踏まえ、サービス担当者会議で協議するなど、その必要性については十分に検討するとともに、検討した内容を記録等に残しておくこと。

訪問介護員が院内介助を行う場合は、身体介護として算定する。なお、原則として診察までの待ち時間はサービス提供時間に含まないが、請求するにはこれまでの考え方通り、受診等の

手続き後診察までの待ち時間において、要介護者の状況により常に見守りを行う必要があるかどうかを判断の基準とする。

このときにケアマネジャーの個別の解釈を避けるため、以下に例示したものや、例示に準拠するものは「院内介助」として取り扱うこととする。

- ① 重度の認知症で、目を離すと徘徊などしていなくなってしまうので常に見守りが必要な場合
- ② 総合病院内で一度に複数科受診するなど、他科への移動介助を行う場合
- ③ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ④ その他、排泄介助など利用者の状況から判断して、同様に常に見守り、介助が必要と認められる場合

※ 診療室内等での介助、不安解消のための付添いなどについては認められない。

② 介護報酬上の算定方法

院内介助が算定対象となる場合の介護報酬上の位置付けは、次のとおりとする。

ア 「通院等のための乗車又は降車の介助」が中心である場合

通院先での「院内介助」は、別に「身体介護中心型」として算定できないので、「通院等のための乗車又は降車の介助」の中に包括されている。

イ 身体介護が中心である場合

外出介助前の居宅内の身体介護開始から、外出介助後の居宅内での身体介護終了までを一連の行為として、所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定

※ 通院先での「院内介助」は、別に「身体介護中心型」として算定できない。

③ ケアプランへの位置付け

主治医や訪問介護等のサービス提供責任者等とのケアカンファレンスの結果、特段の理由により必要性があると判断されることが必要である。

また、病院のスタッフが対応できない理由を聞き取り、妥当性があるかを判断することが必要である。

以上のように院内介助を行う理由が明らかになったら、ケアプランに院内介助として位置付けること。

※ 院内介助は、先に例示したとおり

ケアプランに院内介助として位置付ける場合は、『サービス担当者会議の要点』に院内介助が必要と判断した**特段の理由**を明記するとともに、支援経過表に『サービス担当者会議を実施した日時及び出席者氏名』を記載すること。

※認定の有効期間満了ごとに院内介助の必要性について見直しを実施し、適切な運用を行うこと。

※院内介助としてケアプランに位置付ける場合は、ケアプラン点検時や運営指導時に院内介助が必要と判断した根拠を示せるようにしておくこと。